

経済産業大臣 梶山 弘志 様

大熊町の復興に関する要望書

令和元年12月16日

福島県大熊町長 吉田 淳

福島県大熊町議会議長 吉岡健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、8年9か月が経過しました。

当町では、4月10日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されました。また、一昨年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向け国による除染が進められております。

そして、来年春に予定されているJR常磐線の全線運転再開に合わせて、現在、帰還困難区域の一部について、避難指示区域の先行解除及び立入規制緩和に向けた準備が進められているところです。

しかし、復興に向けて大きな一歩を踏み出したものの、一方で、人口の約96%が帰還困難区域に集中しており、同区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みが引き続き大きな課題となっております。

8月5日には、与党から東日本大震災復興加速化のための第8次提言がされ、国は、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域の実情や現状分析、被災自治体の要望等を踏まえ、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、今後の政策の方向性について検討を進めることとされております。

つきましては、今般の原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、次の点について、強く要望致します。

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水処理の安全かつ着実な実施について

原子力緊急事態が継続している中、帰還住民や地域の安全・安心な生活環境を確保する観点から、国が前面に立ち責任をもって、事故の収束作業と廃炉に向けた取り組みを安全かつ着実に進めること。

また、東京電力ホールディングス株式会社に対し、情報公開の徹底を求め、その取り組みを指導・監督し、適時適切な情報提供による住民不安の解消がなされるようにすること。あわせて重層的な汚染水対策の実施、廃炉作業等におけるリスク管理の徹底、現場を管理できる人材の育成・確保、廃炉等に従事する作業員の健康管理の徹底と、就業・生活環境の改善を求めるとともに、国の責任においてしっかりと指導、監督すること。

2. 帰還困難区域全域の除染・解体及び避難指示解除による帰還の促進について

町土全域の除染の完了が、町民の帰還、そして復興への本格的なスタートラインであることから、特定復興再生拠点区域での復興に向けた取り組みを確実に実施するだけでなく、特定復興再生拠点区域外の区域においても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となり、時間軸を示しつつ、特定復興再生拠点区域及び除染対象区域の拡大に取り組むこと。そして段階的に迅速な除染・解体を進め、町民の悲願である帰還困難区域全域の避難指示を解除すること。あわせて継続的なモニタリングによるフォローアップを行い、住民の安全安心の確保に努め帰還促進を図ること。

3. 企業誘致や産業創出、商業施設の再開に関する支援について

当町は、現在、JR大野駅を中心とした地域を整備することにより産業の復興・再生を推進し、町民の帰還、移住・交流人口の拡大、廃炉作業の支援に繋げていく計画であるが、復興創生期間内での目的達成は望めない。については、産業の復興・再生推進のため、令和2年度以降においても、自立・帰還支援創出企業立地補助金等の財政措置を継続すること。

また、住民の帰還に向けて、商業機能の回復を図ることは不可欠であるため、商業施設の再開や新規出店に対する補助を含めた財政的な支援や住民の帰還が一定程度進むまでの間の営業継続に対する支援を行うこと。

(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井

電話:0240-23-7584

住所:福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717